



「日本の銃器情勢」

警察庁刑事局組織犯罪対策部
薬物銃器対策課

我が国では、過去10年間に、

銃器犯罪により **176人** の尊い命が奪われ、

5,846丁 の拳銃が押収されています。

銃器を使用した凶悪事件は、「まさか」「こんなところで」というところでも発生しています。

身近に迫る凶悪犯罪

事件ファイル1

居酒屋におけるライフル
使用の殺人事件

平成22年1月、大阪府羽曳野市内の居酒屋店内において、店主や店員等3名が、男にそれぞれライフル銃で胸部等を撃たれて死亡した。

事件ファイル2

パチンコ景品交換所における拳銃使用の強盗事件

平成22年10月、さいたま市のパチンコ景品交換所において、男が従業員に拳銃を突き付け現金約3,700万円を奪い、逃走する際に拳銃1発を発砲した。

NO! GUNS

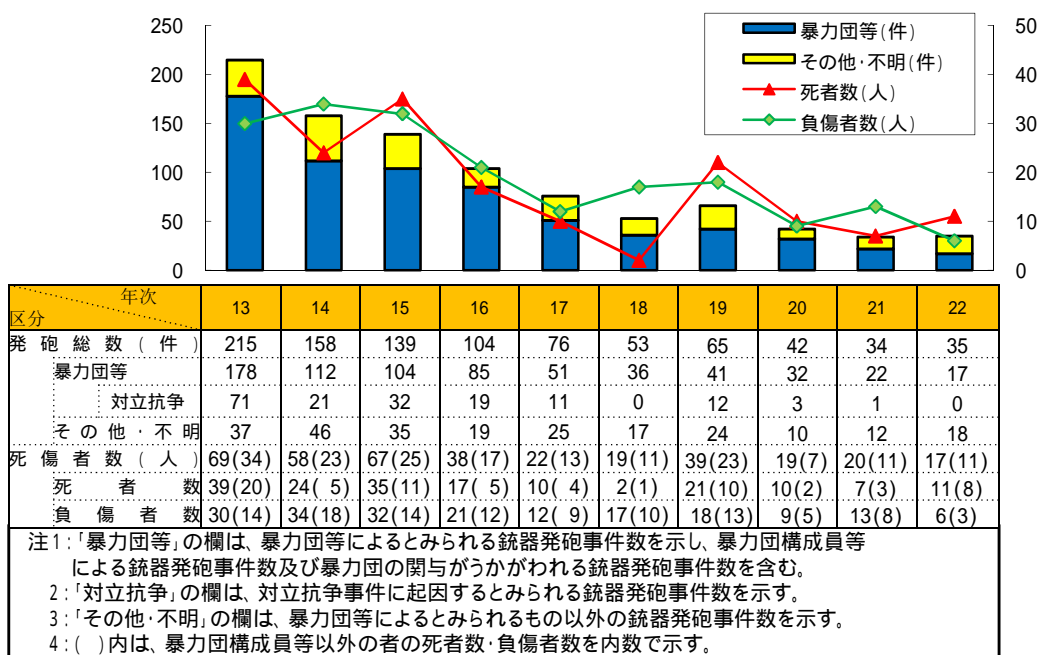
「拳銃のない社会を！」

◆銃器発砲事件の発生状況

平成22年中の銃器発砲事件の発生件数は35件と前年より1件増加したものの、死傷者数は17人と3人減少しました。

このうち、暴力団等によるとみられるものは17件と、全発砲事件の48.6%を占めています。

銃器発砲事件の発生状況と死傷者数の推移(平成13年～22年)



平成22年中の発砲事件の事例

< 2月・神奈川 >

神奈川県平塚市内において、元稲川会傘下組織組員が、同組織幹部に拳銃で胸部を撃たれて死亡した。

< 4月・福岡 >

福岡県大牟田市の九州誠道会傘下組織関係場所に対して、何者かが相次いで拳銃を発砲し、一軒家のドア及び窓ガラスとマンションの壁を損壊した。

< 8月・栃木 >

栃木県佐野市内の路上において、山口組傘下組織組員が、同傘下組織周辺者に拳銃で腹部を撃たれて負傷した。

銃器使用事件の認知状況

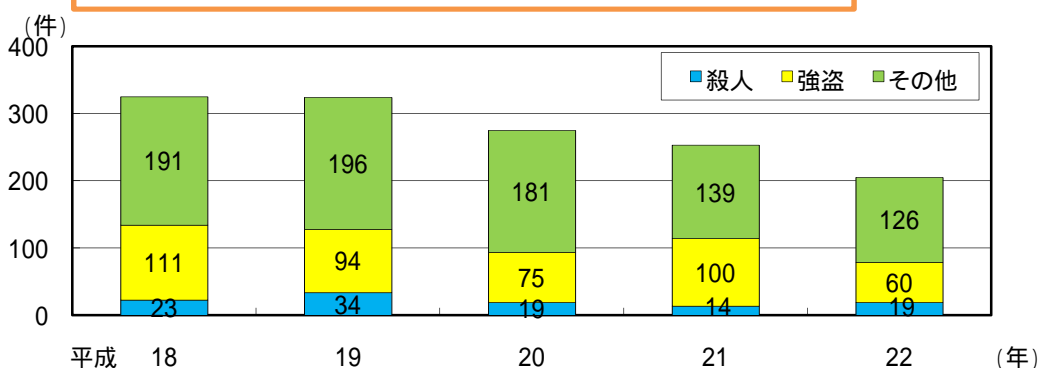
平成22年中の銃器使用事件^(注)の認知件数は205件と前年より48件減少しました。罪種別では、殺人が19件と前年より5件増加し、強盗は60件と前年より40件減少しました。

(注) 銃砲及び銃砲様のものを使用した事件。

「銃砲」とは、「けん銃、小銃、機関銃、砲、獵銃その他金属製弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃」(銃砲刀剣所持等取締法第2条第1項)をいう。

「銃砲様のもの」とは、銃砲らしいものを突き付け、見せるなどして犯行に及んだ事件において、被害者、参考人等の供述等により、銃砲と推定されるものをいう。

銃器使用事件の認知件数の推移(平成18年～22年)



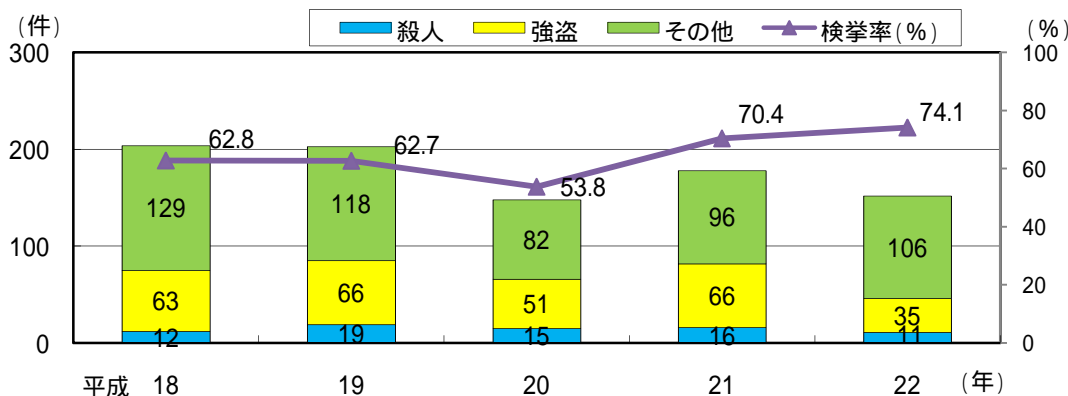
◆銃器使用事件の検挙状況

平成22年中の銃器使用事件の検挙件数(犯罪供用物として銃砲又は模造拳銃等^(注)を使用したものの検挙件数)は152件と前年より26件減少しました。

このうち33件(殺人11件のうち7件)が暴力団構成員等によるものでした。

(注) 模造拳銃等には、模擬銃器、エアソフトガン、玩具の拳銃を含む。

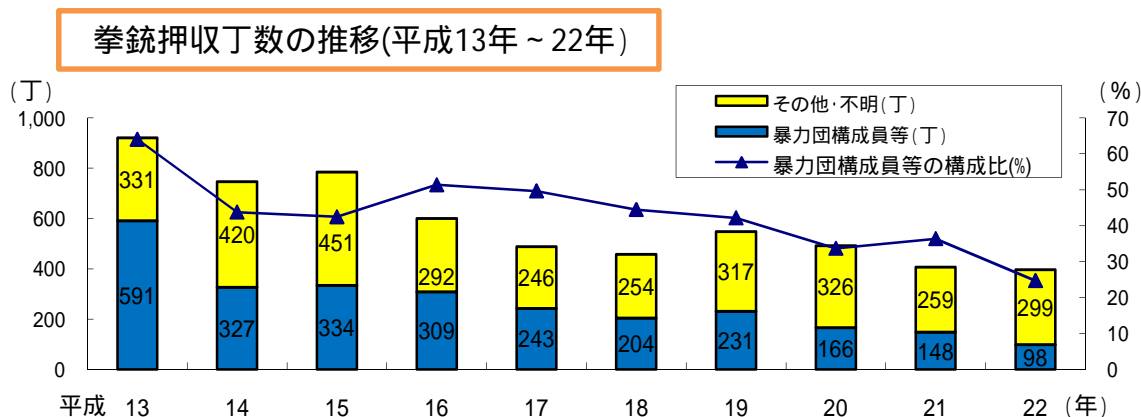
銃器使用事件の検挙件数の推移(平成18年～22年)



◆銃器の摘発状況

1 拳銃の押収状況

平成22年中の拳銃の押収丁数は397丁と前年より10丁減少しました。
暴力団構成員等からの押収丁数は全押収丁数の24.7%を占め、このうち45.9%は山口組からの押収でした。



2 武器庫事件の検挙状況

平成22年中の武器庫事件^(注)の検挙は3件で、押収丁数は11丁とほぼ横ばいでした。

(注)暴力団等の犯罪組織の組織管理に係る3丁以上の拳銃を押収した事件をいう。

武器庫事件の検挙状況の推移(平成13年～22年)

区分	年次	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
検挙件数(件)		19	8	10	11	11	7	12	5	3	3
押収丁数(丁)		105	68	60	49	56	36	84	22	12	11
1か所当たりの隠匿丁数(丁)		5.5	8.5	6.0	4.5	5.1	5.1	7.0	4.4	4.0	3.7

平成22年中の武器庫事件の事例

< 3月・福岡 >

暴力団組員の拳銃所持情報を入手し、関係箇所の捜索を実施したところ、拳銃5丁と実包66個、手榴弾様のもの1個等を発見したことから、同組員ほか1名を銃刀法違反(拳銃加重所持)で逮捕した。



< 押収した拳銃等 >

3 拳銃等密輸入事件の検挙状況

平成22年中の拳銃等密輸入事件の検挙状況は4件、4人と横ばいでした。

拳銃等密輸入事件の検挙状況の推移(平成13年～22年)

区分	年次	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
検挙件数 (件)		2(1)	5(3)	13(8)	4(3)	3(2)	6(2)	6(3)	3(1)	4(1)	4(1)
検挙人員 (人)		5(3)	7(5)	17(10)	5(4)	5(4)	14(8)	7(4)	3(1)	4(1)	4(1)
押収丁数 (丁)		0	10	13	4	4	12	3	1	1	0

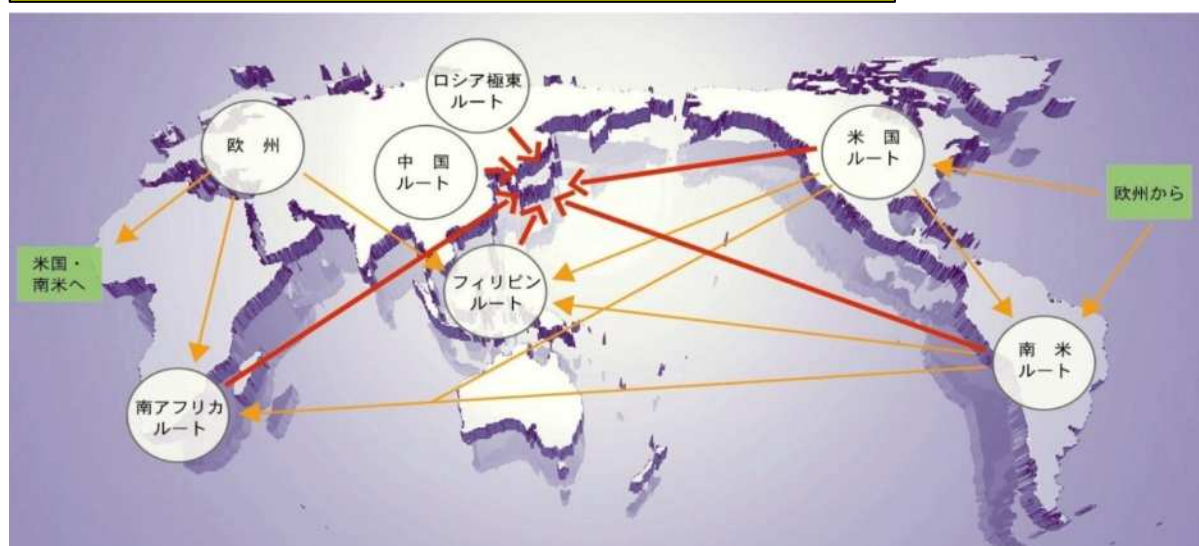
注1: 検挙件数及び検挙人員には、拳銃密輸入事件(予備を含む。)のほか、拳銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。
 2: 「検挙件数」欄及び「検挙人員」欄の()内は、拳銃密輸入事件(予備を含む。)の検挙件数及び検挙人員を内数で示す。

4 拳銃の製造国別押収丁数

平成22年中に押収した拳銃397丁のうち、真正拳銃は356丁(89.7%)、改造拳銃は41丁(10.3%)でした。

このうち、真正拳銃を製造国別で見ると、アメリカ製が90丁で最も多く、次いで日本製(旧軍用銃等)が77丁、ベルギー製が34丁、ロシア製(旧ソ連製を含む。)が20丁、中国製が19丁、スペイン製が16丁、ドイツ製が15丁、ブラジル製が13丁となっています。

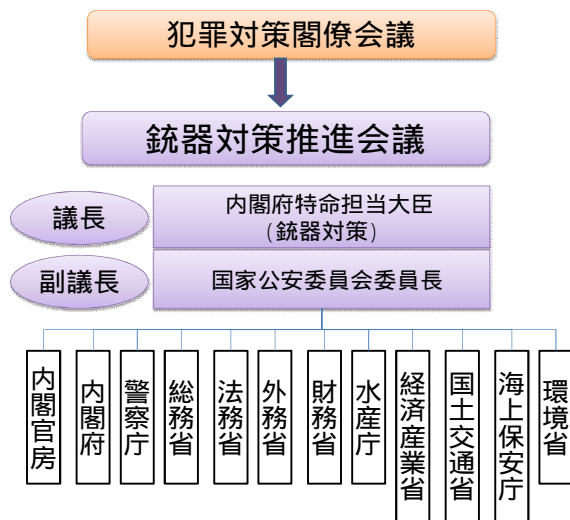
我が国への主な銃器密輸ルート



銃器対策の推進

1 政府を挙げた諸対策の推進

厳しい銃器情勢に対処するため、内閣府銃器対策特命担当大臣を議長とする「銃器対策推進会議」では、毎年度、「銃器対策推進計画」を策定し、政府を挙げて銃器対策に取り組んでいます。



- 【 銃器対策推進計画に基づく実施施策 】
- ① 銃器摘発体制の強化と取締関係機関の連携の緊密化
 - ② 銃器犯罪に対する徹底した捜査・調査と厳格な処理
水際対策の的確な推進
 - ④ 国内に潜在する銃器の摘発等
国際協力の推進
国民の理解と協力の確保

2 国際的な銃器対策の推進

我が国は、平成14年12月に銃器議定書^(注)への署名を行いました。同議定書を締結することで、国際的に不正取引された銃器の追跡調査が容易になり、国際協力がさらに円滑になることが期待されます。

また、警察庁では、国際刑事警察機構(ICPO)を通じるなどして、外国関係機関と積極的に情報交換を行っているほか、職員を派遣したり、関係者を招へいするなどして、外国関係機関との連携の強化に努めています。

(注) 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する三議定書の一つに位置付けられ、銃器、その部品及び弾薬の不正な製造及び取引を犯罪化するとともに、銃器への刻印、記録保管、輸出入管理等に関する制度を確立し、法執行機関間の協力関係を構築するためのもの。

(平成23年8月末現在の署名国は52か国、締約国は89か国。)

3 国民の理解と協力の確保

警察庁では、毎年度1回、銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く呼びかけるため、開催地の都道府県警察及び銃器対策推進本部との共催により、犯罪根絶のための国民的な集会を開催しています。



平成22年度は、7月23日、東京都八王子市において「第16回銃器犯罪根絶の集い・八王子大会」を開催し、市民約750人が参加しました。

大会では、ストップ・ガン・キャラバン隊等民間ボランティア団体も参加したディスカッションや高校生によるメッセージ披露などが行われ、銃器犯罪根絶に向けた気運を盛り上げました。

民間ボランティア団体の活動

一般社団法人 ストップ・ガン・キャラバン隊

ストップ・ガン・キャラバン隊は、平成9年4月、国内外における銃器犯罪の被害者の遺族や関係者、銃器問題に深い関心を持つ研究者等で結成されました。

同隊は、シンポジウムの開催等を通じて銃器問題の重要性を訴え、広く国民に「嫌銃意識」の醸成を図る活動を行っています。

ストップ・ガン・キャラバン隊 ホームページ <http://www.stopgun.org/>

特定非営利活動法人 日本ガーディアン・エンジェルス

日本ガーディアン・エンジェルスは、平成7年に結成され、「DARE TO CARE」（見て見ぬふりをしない）」をモットーに、全国各地の活動拠点において、非行・犯罪を防止するための地域安全パトロールや子どもの安全セミナーなど犯罪防止活動を行っています。

ガーディアン・エンジェルス ホームページ <http://www.guardianangels.or.jp/>

身近に潜む銃器!
あなたの情報提供をお待ちしています。



< 拳銃が隠されていた場所 >

旧軍用拳銃などが眠っていませんか

旧軍用拳銃は、大事な形見や遺品であっても所持することが法律で禁止されています。

子どもたちがもてあそんで思わぬ事故につながったり、盗まれて犯罪に使用される危険性があります。

自首減免制度について

「隠し持っていた拳銃を処分したい!!」

正当な理由なく拳銃を譲り受けたり、所持したりすれば罪となります。しかし、自ら進んで警察にその拳銃を提出した場合は、これらの罪は軽減又は免除されます。

- 拳銃110番報奨制度 0120-10-3774
- 最寄りの警察署、交番又は駐在所
- 警察庁の拳銃情報受付メールアドレス
firearms@npa.go.jp

拳銃 110 番 報 奨 制 度

《全国共通フリーダイヤル番号》

ジュウ ミナナ シ
0120-10-3774

情報提供にご協力ください。



「拳銃を見た!」



「ネット上で拳銃が売られている!」



「暴力団員風の者が空き家・空き地に出入りして、何かを隠していた!」



報奨金の支払い

- 報奨金は、通報により拳銃その他の銃器等が押収され、かつ、被疑者の検挙に至った事実を対象とします。
- 実名による通報の場合には、その金額は、通報により拳銃等が1丁押収された場合に10万円が目安です。

一定の金額の範囲内において、通報や検挙された事件の内容、通報者の捜査手続への協力状況等を個別に勘案して算定されることとなります。 報奨金の支払の際には、警察から通報者に対し改めて連絡がなされることとなります。

匿名通報の取扱い

- 通報者が匿名とすることを希望した場合には、氏名、住所等の確認に代えて、警察から示された情報の識別番号と暗証番号を告げ、警察に対する連絡を行うこととなります。なお、この場合、報奨金の金額は、10万円以内で算定されることとなります。

次のような場合には、報奨金は支払われません。

- 拳銃その他の銃器等が押収されない場合
- 被疑者が検挙されない場合
- 提供された情報を既に警察が把握している場合
(事件の立証等の観点から必要と認められる場合は除きます。)
- 通報者が共犯者であったり、その情報を得るために違法な行為があったと認められる場合
- その他報奨金を支払うことが不相当と認められる場合
- 匿名とすることを希望した通報者から、一定期間内に警察に対して連絡がない場合

警 察 庁